

公的年金のスライドの在り方について

堀 勝 洋

I はじめに

わが国の公的年金制度を抜本的に改正する「国民年金法等の一部を改正する法律案」が、昭和60年4月24日国会を通過し、5月1日に法律第34号として公布された。この年金改正法は、約10年に及ぶ年金改革に関する議論を踏まえ、現行制度の下で生じているさまざまな矛盾や問題点を解消し、今後の高齢化と年金制度の成熟化に対応するものとして提案されたが、いよいよ昭和61年4月1日から施行されることになったものである。

この年金改正案が昭和58年11月28日社会保険審議会と国民年金審議会への諮問という形で公表されて以来、政党や労使の団体はもちろん、研究機関や研究者など各方面から、さまざまな問題点の指摘がなされた。しかし、結局衆参両議院で一部の手直しはなされたものの、根幹にかかわる修正はなされず、ほぼ原案どおり成立した。これは、この改正案がわが国の経済や社会の今後の推移を見通し、現行制度を高齢社会へスムーズに移行させるべく周到な配慮を加えたことの結果であると考えられる。とくに、基礎年金による制度の一元化、制度間格差の是正、婦人の年金権の確立、現在の年金受給者の権利を損わない形での給付水準の引下げ、不合理な制度とくに併給関係の整理等従来から指摘されていた大問題を、きわめて精巧な経過措置を講じつつ解決したことはきわめて高く評価すべきである。

しかし、まだその環境が整わないことなどの理由により、改正が見送られた事項も幾つか残され

ている。その代表的な例が被用者の老齢年金の支給開始年齢の問題である。老齢年金の給付水準の問題については、今後加入期間が伸びても現在程度の水準に足踏みさせるという形で将来的な水準を引き下げることとしたが、引下げを問題視する意見とさらに引下げが必要だとする意見に分かれている。

筆者は、今回改正で残された問題を探り、年金制度の在るべき姿を検討するため、今回改正案が公表されて以来の著書・論文のサーベイを行った。その主なものは文末の参考文献に掲げたが、無数といってよいほど出された論評程度のものや政党などによる政治的文書は除外し、研究論文といえるものに限定した。

本稿は、紙数の関係もあり、年金のスライドに関する問題に限って検討を加え、新年金制度の適用、給付体系、給付水準、支給開始年齢、財源などの問題については、別の機会に譲ることとした。そして、この検討を行うにあたっては、前記サーベイの対象となった著書・論文によって具体的に提案された代替案の利害得失を論ずるという方法により、これを行うこととした¹⁾。

II 公的年金のスライドの現状

公的年金のスライドというのは、物価や賃金などが上昇または下降した場合に、それに応じて年金額を上下させることをいう。このスライドは、過去において物価や賃金が増え続け、そのため年金の価値が目減りしたことに対応するために講じられるようになったものである。

このようなスライドは、世代と世代が助け合うことを強制加入を担保として行う公的年金こそが行うことができる。しかも、賦課方式の要素をもつ公的年金のみが十分に行うことができ、公的年金でも積立方式のものや私的年金はスライドを完全に行うことはできない。なぜならば、物価や賃金の上昇率を完全に予測することは不可能であり、予想外の上昇率にスライドさせることによって生じた過去の積立不足まで、現在の加入者に負担させるとするのは、積立方式の公的年金や私的年金の本質からみてきわめて困難であるからである。私的年金にも逓増式のものがあるが、それは増額財源をあらかじめ保険料に組み込んでおくか、あるいは予定利率を低目に設定し実際の利率との差を増額財源に充てるというものにすぎず、スライドといえるようなものではない。

公的年金が老後の生活保障の中核とされる理由は、このスライドを行うことにある。これを逆にいえば、物価や賃金の上昇に応じてスライドすることが公的年金への信頼をつなぎとめるものともなっているのである。したがって、公的年金のスライドはきわめて重要な問題である。

ところで、年金のスライドの方法は、大別して二つに分けることができる。一つは、一定の指標に従って自動的に年金額を改定するもので、自動スライドといわれる。もう一つは、そのときどきの政策判断によって改定するもので、政策スライドといえることができる。

わが国の厚生年金や国民年金の額の改定は、昭和48年に自動スライド制が導入されるまでは、法令上5年に1回行うこととされている財政再計算時に政策スライドがなされてきた（ただし、昭和46年改正のように、再計算時でなくても、物価の上昇による実質価値の低下を補填するために、政策スライドが行われた例もある）。昭和48年以後は、再計算時に政策スライドが、その中間の年は自動スライドが行われてきた。

現行の自動スライドは、年度平均の全国消費者物価指数が5%を超えて上下した場合にその上昇率を指標に行うことが法定されている。その実施は、厚生年金については翌年度の11月、国民年金

については翌年度の1月から行うこととされている。しかし、実際には、5%を超えなくてもスライドが行われた年もあるし、またスライドの実施も近年は法定の月より前にさかのぼって行われている。

この自動スライド制度は、今回の年金改正法により、次のように改正された。第1に、スライド規定は、昭和48年改正法の附則から、国民年金法・厚生年金保険法の本則に移され、暫定的な措置ではなく恒久的な制度とされた。第2に、スライドの指標が年度平均の全国消費者物価指数から、年平均のそれに変えられた。第3に、スライドの実施月が厚生年金・国民年金とも、翌年の4月に変えられた。第4に、現在スライドの対象とされていない加給年金や加算についても、スライドの対象とされた。

次に、新制度の政策スライドについては、法令の規定上大きな変更はない。ただし、現在の厚生年金保険法の第2条の2は、「この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合は、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講じられなければならない。」と規定しているが、改正法では賃金の変動をも考慮事項に含めた。次に、昭和48年改正法の附則は、厚生年金の標準報酬月額に乘ずる再評価率を法定し、この再評価率は再計算のたびごとに改定されてきたが、改正法では昭和61年4月から政令で定める率にすることとした。

しかし、基礎年金の政策スライドや厚生年金の昭和61年改正後の政策スライドについては、法律上具体的に何を指標とするかを決めておらず、その時の政策判断に任ず形となっている。

しかしながら、被用者に対する老齢年金の水準を、経過措置終了後も平均標準報酬月額の69%に維持するということが当局によって明らかにされているため、今後とも賃金スライドが採られるものと思われる。その場合、報酬比例の新厚生年金の標準報酬月額の再評価を従来どおり賃金の上昇率で行うとすれば、基礎年金も賃金スライドすることになる。なぜならば、基礎年金を物価スラ

イドにすれば、実質経済成長が続く限り、69%という水準が維持できなくなるからである²⁹⁾。

III 公的年金のスライドの在り方

1. 自動スライドの発動要件

自動スライドが行われるのは、前述したように、消費者物価指数が5%を超えて上下した場合である。参考文献の社会保障研究会〔4〕と丸尾〔35〕は、この5%を3%に引き下げるべきだと提案している。その理由として、近年のように名目平均所得の伸び率が5~6%のときの3%の物価上昇の所得に与える影響は、名目平均所得の伸び率が10%以上の物価上昇率5%以上のものがあるからとしている。

そもそも物価による自動スライドの目的は、年金の購買力の維持にある。そうであるとすれば、物価が少しでも上がれば速やかにその率だけ改定するのが理想ということになる。しかし、わずかな率の物価上昇のため、全年金受給者の年金額を引き上げるとするのは、その事務処理の費用からみて効果が薄い場合があることは否定できない。5%が現行制度および新制度での基準となっているが、たしかに近年の物価や賃金上昇率からみてやや高いように思われる。したがって、これを3%に引き下げるとするのは、十分検討に値する案であるように思われる³⁰⁾。

なお、自動スライドが発動される期間は最低1年となっているが、フランスのようにこれを短縮することも考え方としてはありうる。しかし、1年に数10%も物価が上昇するような事態が生じれば別であるが、現在程度の物価上昇率の下で、しかも事務処理のことを考えれば、現状どおりで差し支えないものと考えられる。

2. スライドの指標

(1) 基礎年金の政策スライド

基礎年金の政策スライドについて提言しているものとして、まず経済同友会〔1〕と高山〔24〕がある。これは、基礎年金のスライドを原則物価スライドとし、10年、20年の長期を念頭に置く場合は

財政再計算時に費用負担者の合意をとりつけて政策改定し、長期的には生活保護基準の改定方法との関連を考慮するというものである。しかし、この案には次のような問題がある。

① 基礎年金の政策スライドを物価スライドとすれば、実質経済成長が続く限り、基礎年金の水準は勤労世代の生活水準と比べて次第に低くなっていく。しかし、この基礎年金のみを受給する自営業者などの給付水準は現在でさえ低すぎると批判されており、さらにその相対的年金水準を引き下げるこのような措置が、はたして妥当といえるか疑問である。

② 経済同友会〔1〕と高山〔24〕は、後述するように、被用者に支給される報酬比例の新厚生年金について、一応賃金スライドを提案している。すなわち、1階の基礎年金は物価スライド、2階の厚生年金は賃金スライドが提案されているわけである。しかし、これでは1階部分のウエイトが次第に縮小し、2階部分のウエイトが増大していくが、これは今後進めていくべき方向に逆行するように思われる。というのは、今後の高齢化による年金給付費の増大を考えるならば、2階部分のウエイトを減らし、生活の基礎的部分を保障する基礎年金部分に給付を重点化することによって、給付の効率化を図っていく必要があると考えられるからである。

③ 政策スライドとして物価を採るか賃金を採るかというのは、単なる技術上の問題ではなく、思想上の問題に属する。すなわち、物価スライドというのは購買力の維持を、賃金スライドは勤労世代との比較での相対的生活水準の維持を目的としている。

基礎年金の政策スライドを原則物価スライドとすることは、昭和61年4月の購買力のまま年金水準を10年20年凍結することを意味するが。これはどのような思想的根拠に基づくのであろうか。言い換えるならば、その間の生活水準の向上分を老齢世代に押し及ぼさないというのは、どのような理由に基づくのであろうか。

④ 最後に、提案の後段部分の費用負担者の合意による政策改定と、生活保護基準の改定方法を

考慮することの論理的関連が必ずしも明確ではない。政策改定の率は完全に費用負担者の裁量に任ずるのか、それとも生活保護基準の改定率を指標とするのであろうか。前者であるとすれば生活保護基準とは関係ないことになるので後者であると思われるが、なぜ10年20年後に改定し、再計算のたびごとに改定しないのであろうか。

生活保護基準は、昭和59年度に従来の格差縮小方式から水準均衡方式に切り換えられ、国民の生活水準に見合って引き上げられることになった。したがって、実質経済成長が続く限り、生活保護基準の改定率は物価の上昇率を上回ると考えられる。そうすると、10年20年は物価スライドによって年金を引き上げ、その後その間の生活保護基準の改定率を合計して一挙に引き上げた場合、その前後で年金水準に相当な差が生じると考えられるが、そのような改定方法は公正な制度といえるであろうか。

次に、河野〔9〕は、「総理府統計局による五年ごとの全国消費実態調査にもとづいて、基礎年金五万円のもとにあった基準（年金局長によれば、趣味・教養の費用をのぞく老人の経常的生計費）を維持しよう」に基礎年金を改訂すべきであると提案している。これは政策スライドの指標として、老人の消費水準を採ることを意味している。しかし、この案には、次の二つの問題がある。第1は、一般的に消費は収入に規定される傾向があるが、年金額の大小によって老人の消費が決まるとすれば、それをスライドの指標とすることが適当といえるかということである。第2に、老人の貯蓄額は相当高いが、この貯蓄の積増しや取り崩しによって消費水準も変動するため、これをスライドの指標とすることには若干の疑問があることである。このほかにも全国消費実態調査を用いることには、後述するような問題がある。

（2）新厚生年金の既裁定年金の政策スライド 報酬比例の新厚生年金の既裁定年金の政策スライドについて、経済同友会〔1〕と高山〔24〕は次のような提案をしている。すなわち、その政策スライドは従来のような賃金スライドではなく物価スライドにし、物価の上昇率が所得税・住民税およ

び各種の社会保険料を控除した後の手取り賃金より低い場合は、手取り賃金の上昇率をスライド指標とするというものである。言い換えると、被用者の2階部分の既裁定年金については、物価上昇率と手取り賃金のいずれか低い方をスライド指標とするというものである。しかし、この案には次のような問題がある。

① 既裁定の新厚生年金の政策スライドを物価スライドとする提案は、経済同友会〔1〕と高山〔24〕が基礎年金について認めた、長期間経過後の水準見直しさえ行わないというものである。しかし、60歳で受給開始した場合、平均余命が男19.2年、女23.0年である（厚生大臣官房統計情報部「昭和59年簡易生命表」）ため、20年～30年間受給する者も少なくない。このような長期間にわたって物価スライドのみとすれば、年金受給者の生活水準は勤労世代のそれと比べて大きな乖離が生ずると考えられる。そのような制度は、年金受給者にとってアンフェアな制度としかうつらないであろう。

年金水準自体が高いというのであれば、このように既裁定のしかも長命の者に犠牲を強いる施策を講ずるのではなく、年金水準全体を見直す——すなわち新規裁定の年金水準を含めて見直す——のが筋であろう。

② 既裁定の年金受給者について、20年～30年にわたって生活の向上分を均霑させないとする思想は、どのような根拠に基づくのであろうか。たとえば、昭和60年において、昭和30年ないしは昭和40年の生活水準で生活することを年金受給者に強制するというのは、少なくとも筆者の価値観とは大きなへだたりを感じざるをえない。

③ 最後に、提案の後段部分——すなわち、被用者の2階部分の既裁定年金については、物価上昇率と手取り賃金の上昇率のうちいずれか低い方をスライド指標とする案——については、次のような問題がある。

すなわち、このような提案は、手取り賃金はある年において物価上昇率を下回っても、その翌年で前年の物価上昇率を含めて引き上げられ、結局実質所得が伸びることがあることを考慮しない点

で大きな問題があることである。たとえば、ある年の物価上昇率は4%、手取り賃金の上昇率は2%、翌年はそれぞれが3%、10%だったとする。年金は低い方の2%と3%引き上げられ、結局永久に物価上昇率にも追いつけない。一方手取り賃金の方は、最初の年こそ物価上昇率よりも低い上昇率であったが、次の年にはその分を埋めて余りあり、結局実質所得は伸びている。このような制度がはたして公正な制度といえるであろうか。

次に、高山〔24〕は、既裁定の新厚生年金を物価スライドにする理由として、次に掲げる六つの理由を挙げている。これについての筆者の考えは、それぞれ以下のとおりである。

① 高山〔24〕の挙げる第1の理由は、最低生活費を賄うべき基礎年金と比較すると、その上乗せ部分である報酬比例年金で賄うべき生活部分のリスクは低いというものである。

このこと自体は正しいが、なぜ既裁定の年金だけに犠牲を強いるのであろうか。報酬比例年金で賄うべき生活部分のリスクは低いというなら、なぜ新規裁定の報酬比例年金を含めてその水準を見直す提案をしないのであろうか。

② 第2の理由は、報酬比例部分は今後国庫負担がつかなくなり、その財源はスライド部分を含めてすべて後輩サラリーマンが負担することになるが、現役サラリーマンの中には企業の業績不振などにより解雇されたり昇給ストップやゼロ・ベアに泣いたりする者が少なくないというものである。

しかし、これは個別の事例で、しかも感情論にしかすぎない。全体として賃金が上がっている場合に、少数の賃金が上がらない者の例を引いて、年金を引き上げないとする理由は、筆者にはまったく理解できない。1人でも解雇者やベースアップゼロの者がいれば、全体としてサラリーマンの生活水準がどんなに上がっても、年金のスライドを行わないというのであろうか。

③ 第3の理由は、欧米諸国では賃金スライドは新規受給時のみに限定している国が多く、既裁定分を含めて賃金スライドを実施しようとしてきた国（西ドイツが代表例である。）は例外なく財政

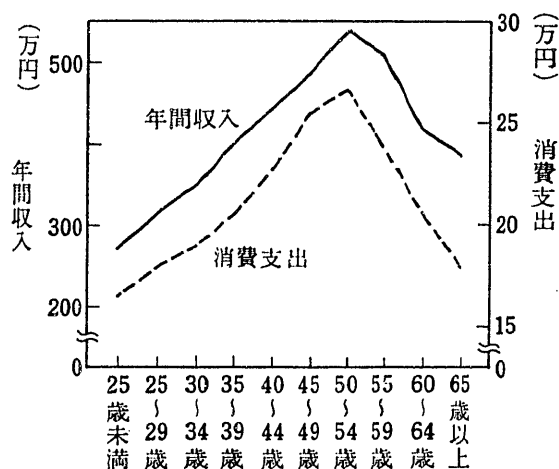
難と高失業率にあえぎ、スライドの時期や賃金スライドの不完全実施に追い込まれている国が多いというものである。

注3)で引用した「公的年金の数理と財政」の56～57頁に掲げられている「主要国の年金制度におけるスライド制(1983年現在)」によれば、既裁定年金の改定方法は、おおむね西ドイツ、フランスが賃金スライド、スウェーデン、イギリス、アメリカ合衆国が物価スライドとされている。しかし、これは自動スライドについての改定方式のようであり、政策スライドについては明らかでない。

次に、既裁定分について賃金スライドしようとした国だけが、財政難と高失業率にあえいでいるのであろうか。筆者にはそのように思えない。物価スライドにしている国を含めて欧米諸国の多くが、石油危機の後遺症に悩んでいるように思われる。

さらに、既裁定年金について賃金スライドをしている国だけがスライド実施時期の延期やスライドの不完全実施に追い込まれているのであろうか。筆者にはそのようには思えない。たとえば、アメリカが1983年改正によりスライドの実施時期を従来の6月から半年遅れの12月にしたように、物価スライドにしている国を含めて欧米諸国の多くがスライドの手直しをしている。

なお、高山〔24〕は、1985年1月1日に2階部分の公的年金を創設したスイスが老齢年金（2階部分）についてスライドそのものを制度化しなかったのを、賃金スライドの苦い経験に学んだためと推測している。しかし、ジョヴァーニ・タンブーリによれば、スイスの新制度は会社別（company by company）の個別の年金プランを全事業主および全被用者に対して強制したものとされ、いわば企業年金を義務化したものといえる（『日本及び特定の先進工業国にける二階建（二層）年金制度の目標と構造』『季刊年金と雇用』、昭和60年9月）。したがって、スライドを制度化しなかったというのではなく、会社別の年金制度ではスライドを制度化できなかったというように理解すべきであろう。なお財政方式も当然のこととして積立方式となっている。



(資料)「昭和54年全国消費実態調査報告」第8巻、111頁の図4-1。

図1 世帯主の年齢階級別年間収入および消費支出
——全国・全世帯

以上のように、高山助教授が外国の例を引く場合に慎重さを欠いたり、国際比較の方法論に問題があると考えられるが、このことはかつて筆者が別の論稿で指摘したことである（『年金改革か年金破壊か』『週刊社会保障』、昭和58年6月13日、『年金改正をめぐる経済分析と現実』『総合社会保障』、昭和60年6月）。

④ 第4の理由は、サラリーマンの老後費用は、一般に退職後しばらくの間は高いものの、その後は漸減していくというものである。

しかし、現在の老人の収入は、公的年金が成熟の過程にあること、就労の機会や意思が次第になくなっていくこと、貯蓄が減っていくことなどの理由により、年齢が高くなればなるほど少なくなり、そして一般に支出は収入に左右される（図1参照）。したがって、老後の費用の逓減というのは、以上のような収入要因に規定された結果にすぎないのではないかと考えられる。

むしろ、高齢になれば多病で機能が低下しがちになるため、入院中の保険外負担（付添看護料、差額ベッド料、老人病院のお世話料等）や在宅での介護費用に備えて相当程度の貯蓄をせざるを得ない状況にあり、老後費用の逓減というのがどこまで真実であるか明らかでない。

さらに、年齢が高くなればなるほど、年金とと

もに老後の生活を支える就業収入や貯蓄などが減少していく。したがって、年金額が相対的に低くなってもかまわないことにはならない。

⑤ 第5の理由は、退職後は生産性の上昇に直接寄与しなくなるというものである。

しかし、このような貢献原理にあまりにもとらわれた論理というのは、現在生産に寄与していない老人に対しては生産物を与えない——すなわち年金を支給しない——という一種の棄老思想に通ずる考えであるように思われる。そのような貢献原理を強調するならば、現在の年金受給者は若い時に生産性の向上分をその時の年金受給者に配分したがゆえに、老後において勤労世代から生産性の向上分を受け取る権利があるというべきであろう。すなわち、老齢年金を貢献原理でとらえたとすれば、過去における貢献ということであるのに、現在の貢献と混同する誤りに陥っているように思える。

⑥ 最後の理由として、費用節減効果が挙げられている。

しかし、費用節減というのは逆にみれば、既裁定の新厚生年金受給者に犠牲を強いたその結果である。費用節減というのは、そのような一部の者のみを犠牲にするのではなく、年金水準全体を見直すことによって行うのが筋であろう。

以上のように、既裁定の厚生年金を物価スライドのみとすることに十分な理由があるとは思えない。

(3) 新厚生年金の標準報酬月額の見直し

報酬比例の新厚生年金の標準報酬月額の見直しについては、経済同友会〔1〕と高山〔24〕は次のような提案をしている。「人口構造の高齢化により現役サラリーマンの平均年齢は徐々に上昇している。この場合ベースアップ分がゼロであっても定期昇給があれば平均賃金は上昇する。これでは年金のいわゆるオーバー・インデクセーションが発生してしまう。再評価に際しては、定期昇給分は除くべきだろう。具体的には、年齢階層を固定して、その標準報酬月額の上昇率を参考にしてはどうだろうか」というものである。しかし、このような提案には、次のような疑問がある。

① 第1に、定期昇給があるがゆえに、(それがなかった場合に比べて)平均賃金は上昇するのであろうか。企業が経済合理的に行動する限り、そのようなことはないように筆者には思われる。

その理由を詳細に述べる前に、ここで筆者が用いる用語を簡単に定義しておきたい。まず、「ベースアップ率」というのは毎年の定期昇給率を除いた賃金の引上げ率を意味し、「賃金引上げ率」というのは、定期昇給率とベースアップ率の合計である。昇給率や引上げ率はすべて名目値である。

さて、企業が経済合理的に行動する限り、毎年の賃金引上げにあたって、定期昇給率を考慮に入れつつ、ベースアップ率を決めるであろう。したがって、5% 賃金を引き上げることが可能な場合、定期昇給率が2%であればベースアップ率は3%になり、定期昇給率が3%であればベースアップ率は2%になるであろう。定期昇給があるからといって、この5%が6%になったり7%になったりはしないと考えられる。

ただし、定期昇給率が賃金の引上げ可能な率を上回る場合はそのようなことがありうるが、過去や現在のわが国においては定期昇給率が低いためそのような事態はほとんどなかったと考えられる

表1 賃金増額状況の推移 (製造業)
(単位: %)

年	全 従 業 員		
	総増額分	昇 給 分	賃 上 げ 分
昭和45年	19.5	3.2	16.3
46	17.7	3.2	14.3
47	15.5	3.0	12.2
48	20.7	3.1	17.7
49	32.6	3.0	29.5
50	12.5	2.3	10.1
51	8.9	2.5	6.3
52	9.1	2.4	6.6
53	6.1	2.3	3.7
54	6.2	2.3	3.7
55	7.0	2.3	4.6
56	7.8	2.3	5.4
57	7.0	2.2	4.8
58	4.5	2.1	2.4

(注)「昇給分」と「賃上げ分」の区別がないものおよび双方が区別して記入されていないものがあるので双方の計は必ずしも「総増額分」に一致しない。

(資料) 中央労働委員会事務局「賃金事情調査」(労働省編「昭和59年版労働白書」付105頁の第2-8表)

(表1参照)。また、労働力の需給関係や労使の力関係により、労働分配率の引上げという形で賃金の引上げ可能な率を超えて引き上げられる場合もあるが、それは定期昇給があるためではない。

仮に定期昇給によって、(それがなかった場合と比べて)平均賃金が上がったとしても、どうしてそれを含めてスライドすることが許されないのであろうか。そもそも賃金スライドというのは、勤労世代との比較での相対的生活水準の維持を目的としている。したがって、勤労世代の生活水準が定期昇給によって引き上げられたならば、それを含めてスライドしなければ年金水準は勤労世代の生活水準と比べて相対的に下がってしまい、賃金スライドの本旨に反することになる。

次に、勤労者の平均年齢が徐々に上昇した場合、はたして平均賃金は高くなるのであろうか。その分ベースアップ率の伸びを抑えるという形で、結局平均賃金は引上げ可能な率にとどめられるのではなかろうか。また、仮に勤労者の中高齢化によって平均賃金が増加したとしても、その上昇率イコール定期昇給率という式が成り立つのであろうか。

以上のような筆者の主張が正しいとすれば、定期昇給分を除いた平均賃金の上昇率でスライドすることは何の意味もなく、かえってアンダーインデクセーションをもたらすおそれ強いと考えられる。

② そもそも、賃金の引上げは物価の上昇や生産性の向上がその主な要因であろう(労働力の需給関係や労使の力関係の要因などもあるが、ここでは一応無視して論ずる)。定期昇給は、賃金引上げの要因ではなく、その配分方法にしかすぎないと考えられる。

年金のスライドというのは、年金の購買力を維持しようとするか、勤労世代との比較での相対的生活水準を維持しようとするものであり、そのための指数として前者は物価を、後者は賃金を採っている。後者について、単なる賃金引上げの配分方法にしかすぎない定期昇給分を差し引いた賃金上昇率をスライド指標にすることは、何の意味があるのか筆者には理解しがたい。年金スライドは、

物価上昇分と生産性向上分のどちらをどれだけ年金額に反映させるかという問題であり、定期昇給がいくらであるかは無関係であるように思われる。

たとえば、物価上昇率4%、生産性向上率2%のうちの1%を合計した5%の賃金引上げがあったとしよう。この場合定期昇給率が2%であれば、その分を5%から除いた3%のベースアップ分で年金スライドを行えば、物価上昇率4%にも及ばないことになる。

物価の上昇や生産性の向上がまったくない場合は、たしかに定期昇給によって上昇した平均賃金でスライドを行うことには問題がある。しかし、そのような事態はほとんど想定することができず、またそのような事態が続いた場合は、中長期的には定期昇給自体が抑えられるであろう。

経済同友会や高山助教授は、ベースアップがゼロであっても定期昇給があれば平均賃金は上昇するため、オーバーインデクセーションが発生すると述べている。しかし、物価上昇率と生産性向上率の合計が定期昇給率を上回れば、何らオーバーインデクセーションは生じない。そして、わが国においては現在も過去もほとんどの年において、物価上昇率と生産性向上率の合計が定期昇給率を上回ってきた。

筆者には、ベースアップがゼロで定期昇給があればオーバーインデクセーションが生ずるという主張をまったく理解することができない。年金のスライドというのは、物価の上昇または生活水準の向上に見合っただけで年金額を引き上げるものだとすることを正しく理解していれば、経済同友会や高山助教授のような主張は出てこないと思われる。

③ 前述したように、標準報酬月額の見直し率は、過去の一定期間の平均賃金に対する現在の平均賃金の倍率を基礎にして定められている。ところが、過去の平均賃金と現在の平均賃金とでは、就業構造や賃金構造が違っているため、必ずしも単純に比較の対象とならない。経済同友会や高山助教授の主張は、その中でも年齢構成が違っていることを指摘するものと考えられる。しかし、その違いはこれだけにとどまらない。女子の雇用労働者化が進んだため、過去の平均賃金は男子賃金のウエ

イトが高く、現在の平均賃金は女子賃金のウエイトが増している。そして、女子賃金は男子と比べて低いため、現在の平均賃金は過去の平均賃金と比べて相対的に低いという見方が成り立つ。したがって、これをスライド指標とすれば、経済同友会や高山助教授の主張にならば、アンダーインデクセーションになることになる。したがって、男女の比率を考慮したうえで現在の平均賃金を補正し、それをスライド指標とすべきということになる。

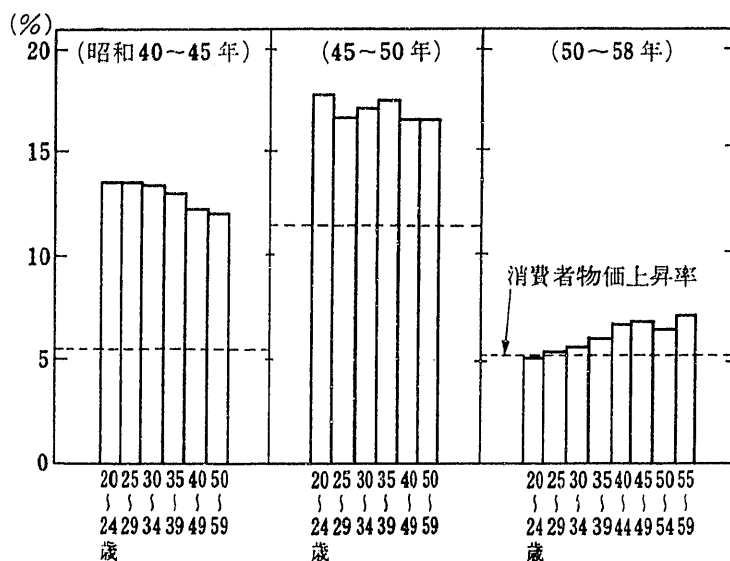
このようなことをいい出せばきりがない。中小企業労働者と大企業労働者の賃金には格差があるが、過去と現在とで中小企業労働者数と大企業労働者数の比率が変われば、それを補正する必要があることになる。とくに、5人未満の法人事業所は昭和61年4月から厚生年金が適用されるが、そうすると平均賃金はそれ以前と比べて相対的に低くなる可能性がある。さらに標準報酬月額には上限と下限が定められているが、その決め方如何によってはその平均も変わってくる可能性がある。

経済同友会や高山助教授の主張に従えば、これらのことをすべて考慮すべきことになるが、はたしてそれが正しい選択といえるのであろうか。

表2 年齢別勤労者数の変化による平均賃金の変化

年 齢	賃金月額	勤 労 者 数			
		1年目	2年目	3年目	4年目
36歳	21万円	10人	1人	2人	
37	22	9	10	1	
38	23	8	9	10	
39	24	7	8	9	
40	25	6	7	8	
41	26	5	6	7	
42	27	4	5	6	
43	28	3	4	5	
44	29	2	3	4	
45	30	1	2	3	
平 均 賃 金		24万円	24.8万円	25.5万円	

- (注) 1. 36歳から45歳までの賃金月額が表のように毎年1万円ずつ定期昇給しベースアップはないと仮定する。
 2. 勤労者数は各年とも計55人であるが、年齢別に表のように変わると、ベースアップがなくても定期昇給だけでも平均賃金は変化する。



(資料) 労働省「賃金構造基本統計調査」, 総理府統計局「消費者物価指数」(労働省「昭和59年版労働白書」の118頁の第1-22図)

図2 年齢別にみた賃金上昇率の推移 (調査産業計, 男子, 所定内給与, 年率)

④ 最後に, 年齢階層を固定して, その標準報酬月額の上昇率を参考にするという提案について考えてみたい。高山[24]は, これについて「年齢階層を30歳代後半とか40歳代前半に固定して, その平均報酬の上昇率を参考にすることが一案として考えられる。」と述べている。

しかし, 各年齢階層の勤労者数がまったく同じである場合は定期昇給の要因を排除できるが, 各年齢階層の勤労者数が異なる場合は排除できない。このことは, 表2の簡単なモデルを見れば明らかである。

さらに, 賃金引上げ率が年齢階層で差がなければ, このように一定年齢階層の賃金引上げ率でスライドすることに問題はないが, 現実には図2のように差がある。そうすると, 一定年齢階層の賃金引上げ率でスライドを行うことは, 賃金スライドの本旨——勤労者全体の生活水準と均衡を保つ——に反する結果となる。

(4) 年金ポイント制

社会経済国民会議[3], 小口[7], 丸尾[35]は, いわゆる年金ポイント制を提案している。この年金ポイント制は, かねてから現代総合研究集団(「公的年金改革に関する提言」, 昭和48年2月),

社会経済国民会議(「公的年金の基本構想と当面の改革に関する提言」, 昭和50年10月), 総評, 同盟などが提唱してきたものである。これは, 毎年の各自の賃金と平均賃金との比率をポイントとして保有することとし, 年金受給時の平均賃金とこのポイントとの対比で年金額を決定しようとするものである。丸尾[35]は, この方式を用いるメリットとして次の5点を挙げている。

① 各人報酬比例部分の年金給付と保険料との対応関係が明確になる。

② 年金保険料を他人のための拠出というよりも自分の老後のための貯蓄として自覚するようになる。

③ 自分の年金がどれくらいになるか計算できるので, 老後の生涯設計をしやすい。

④ 将来定年が延長されて年功序列賃金体系が崩れても年金への影響が少ない。賃金体系如何によって年金給付が歪められるおそれが少ない。

⑤ 年金の通算計算にも便利であるし, 企業年金や退職金の計算にも公的年金で算出された年金ポイントを利用できる。

この年金ポイント制は, 自動スライドと政策スライドの両方の指標として賃金を採ることを意味

している。そして社会保障研究会〔4〕と小口〔7〕は、この賃金スライドの具体的指標として、労働省の毎月勤労統計調査の10月分の5人以上規模計の全産業労働者の決まって支給する給与平均額の上昇率を採るよう提言している。

しかし、この年金ポイント制は次のような問題がある。

賃金スライドの真のねらいが、勤労世代との比較での相対的生活水準の維持であるとするならば、今後名目賃金の上昇率は必ずしもその適切な指標ではなくなると考えられる。なぜならば、今後は税や社会保険料の上昇率が名目賃金の上昇率よりも大きくなり、可処分所得の上昇率は名目賃金の上昇率を下回る可能性が大きいからである。

なお、丸尾〔35〕が挙げたメリットのうち、③の自分の年金額を計算できるという点はきわめて高く評価すべきである。現在の厚生年金の再評価のシステムは、一般の人が自分の年金額の計算をするのをほとんど不可能ならしめており、ひいては老後の生活設計を行うのを困難ならしめている。

3. 二重スライド問題

小口〔7〕はかねてから厚生年金の二重スライドの問題を指摘してきたが、その示唆を受けてか高山〔24〕もこの問題を取り上げている。

この二重スライドは、次のような現行スライド制の仕組みから発生している。すなわち、厚生年金の報酬比例部分は新規裁定までの標準報酬月額が計算の基礎とされるが、直近の財政再計算時から裁定時までの標準報酬月額はすでに賃金引上げにより物価上昇分を見込んで引き上げられているにもかかわらず、自動物価スライドは直近の財政再計算時からの物価上昇率が用いられるので、その部分について二重スライドが生じるのである。すなわち、財政再計算と再計算の間に発生する新規裁定の厚生年金の報酬比例部分の、しかも直近の再計算時から裁定時までの物価スライド分だけが、余分の年金ということになる。ただし、次の再計算時には解消されてしまう。

このように二重スライド部分は少額で一時的ではあるが、給付の効率化という観点からその解消

が求められているのである。

しかしながら、事務処理の費用と比較して大きな節減効果がみられないならば、そのままにするという選択もありうるであろう。この二重スライドの解消を厳密に行おうとすれば、次のようにする必要はある（ただし、新制度の報酬比例の厚生年金について考える。）。

① まず、直近の再計算時までの標準報酬月額については賃金の上昇率で再評価した後平均し、それに新規裁定時までの物価上昇率によって再評価する。

② 直近の再計算時から1年後の標準報酬月額については、再計算の1年経過後から裁定時までの物価上昇率で再評価する。2年後の標準報酬月額は、再計算の2年経過後から裁定時までの物価上昇率で再評価する。以下同様である。

③ 以上に基づいて新規裁定時の平均標準報酬月額が計算され、年金額が決まる。その後は新規裁定後の物価上昇率でスライドする。

ただし、年金の裁定は毎月毎月行われるので、以上のように物価上昇率で再評価したとしても、必ずしも適正に再評価されるとは限らない。

以上のような事務処理は、各人に一律のスライド率を乗ずる現行方式と比べて相当複雑になる。このようにしてまで二重スライドの解消を図る必要があるかどうかは、慎重な検討を要すると思われる。

4. スライドの在り方

公的年金のスライドをどうするかは、公的年金の給付水準をどうするかという問題と同様、すぐれて価値判断によるところが大きい。筆者は、公的年金というのは、そのときどきの勤労世代が老齢世代を順繰りに扶養する制度——社会連帯に基づく順送り扶養または世代と世代の助け合いの制度——であるとしてとらえている。

したがって、公的年金は勤労世代の生活水準とのバランスを維持する形でスライドさせていくべきものと考えている。これは、自動スライドについても基本的には同じであるが、指標となるべき統計資料の制約、事務処理の問題等があれば、自

動スライドは物価スライドにするという選択もあるであろう。

問題は政策スライドの指標として何を採るかである。従来は名目賃金の伸び率を指標としてきたが、税や保険料のウェイトが大きくなかったときは、生活水準の伸びの代理指標としても問題はなかったと考えられる。しかし、今後は税や保険料のウェイトが増し、その伸び率の方が名目賃金の伸び率を上回ると考えられるので、後者をスライド指標とすることには問題が生ずることになる。

年金のスライド指標としては、さまざまなものが考えうる。消費支出の伸び率、可処分所得の伸び率、生活保護基準の引上げ率等々である。これらのどれを採るかにあたっては、一般国民の生活水準と均衡を維持するための指標として何がいいかという判断のほか、適当な統計資料があるかということも考慮に入れる必要がある。

たとえば、消費支出や可処分所得の統計としては、総務庁統計局の家計調査と全国消費実態調査があるが、これを年金のスライド指標とする¹⁾ことには次のような問題がある。

① まず、家計調査の調査対象は少なく、農林漁業の世帯や単身者世帯を含まないので、少なくとも基礎年金のスライド指標としては不十分である。

② 全国消費実態調査は、調査対象は多いが、賃金統計と比べるとやはり少ない。また、農林漁業や単身者世帯を含まず、5年に1度しか行われない。

③ 世帯類型や世帯主の年齢等によって消費支出や可処分所得は相当変わってくると考えられるが、日本全体の世帯類型や世帯主の年齢構成と家計調査のそれが必ずしも同じとは限らない。

④ 消費水準は、貯蓄の積み増しや取り崩し、ローンなどによって変化するが、これらを含めた上昇率をスライド指標とすることに若干の疑問がある。

⑤ 消費支出や可処分所得は世帯単位でとらえているため、妻などのパート収入に基づく支出も含まれる。一方年金、とくに報酬比例の新厚生年金は、主たる家計維持者個人に対するものである。

基礎年金については消費支出の伸びをスライド指標としてもそれほど問題はないと考えられるが、報酬比例の年金については、消費支出の伸びをスライド指標とすることに基本的な疑問がある。

以上の問題はほんの一例にすぎず、具体的統計資料をスライド指標とする場合にはさまざまな角度から検討を加え、勤労世代との比較での相対的生活水準の維持というスライドの目的に最もふさわしいものを選択すべきである。

以上のことから、公的年金の政策スライドの指標としては税や保険料を控除した後の可処分所得の上昇率をベースとするのが妥当であると考えられる。

最後に、スライドを給付水準を引き下げるための手段にすべきだとの意見（経済同友会〔1〕、高山〔24〕）について触れておきたい。経済同友会や高山助教授のスライドに関する提案は、被用者の年金水準が高いため、それを引き下げる手段であると明確に述べられている。しかし、その提案は、本稿で明らかになったように、必ずしも根拠があるわけでもないし、また適切な手段とも思えない。共済年金の改正法はスライド停止の措置を講じているが、それはまず給付水準を引き下げ、その影響を緩和する手段としてスライド停止をするのであり、給付水準を引き下げる手段としてではない。

高山助教授の提案は、最終的な給付水準さえ示さず、スライドによって無限に給付水準を引き下げようとしているかのようにさえ思える。たとえば、昭和59年度の男子平均標準報酬月額に対する夫婦の年金水準69.4%を、昭和100年度で56.6%（CPI 4%上昇の場合）または47.9%（CPI 3%上昇の場合）になるという予測を示している。

しかし、年金の給付水準を適正にするというならば、最終的な年金水準を示して年金額の算定方式を変えるというのが筋であろう。スライドの仕組みを理由もなくいじり、それによって年金水準を引き下げというのは、それによってどこか一部の者に犠牲を強いる結果になる（たとえば、前述のように自営業者の年金水準の相対的引下げ、既裁定の厚生年金の相対的引下げ）。そのような不公正かつ安易な手段を採るのではなく、今回の

年金改正が示したように、正々堂々と国民に訴えその同意を得て、年金水準を見直すのが本筋であるように筆者には思われる。

IV おわりに

最後に、今回行ったサーベイで気づいた点を幾つか挙げておきたい。

第1に、年金の現行制度や新制度についての理解を欠いたり、不正確な理解のまま論じているのが多くみられたことである。しかも、複雑な経過措置についてならやむをえない面があるが、単純な制度についての誤解が多くみられた。

第2に、国際比較する際に条件を同じくして比較しないなど、方法論上の誤りを犯しているのがみられたことである。

第3に、分析の手段に一定の限界があるにもかかわらず、単純な分析結果から短絡的に一定の結論を導いているものがみられたことである⁵⁾。

第4に、公的年金の基本的性格についての理解が不十分のまま論じているのが見受けられたことである⁶⁾。

第5に、注1)で指摘したように、問題点の指摘だけに終わり、代替案を示していないものが多くみられたことである。

最後に、年金制度のような具体的な政策にかかわる問題については、あらゆる観点から総合的にみて提言すべきであるにもかかわらず、単純で視野の狭い議論に基づいた、いわば思いつき程度の政策提言が多く見受けられたことである。

(注)

1) サーベイの対象とした論文の多くは問題点の指摘だけに終わり代替案の提示をしていないが、年金制度のような具体的政策形成にかかわる問題についてはそれだけで足りないことはいうまでもない。なぜならば、そのような制度に問題はあってもそれに代わる制度がない場合や、それに代わる制度があっても批判の対象となっている制度と比べて欠点が多い場合が少なくないからである。

たとえば、新国民年金の第1号被保険者(自営業者など)の保険料は定額であるため、その逆進性を指摘する意見が多くみられた。しかし、それに代わるものは所得比例保険料であるが、自営業者などの

所得把握は非常に困難であることはつとに指摘されてきたところであり、そのような不正確な所得に定率の負担を課することは正直者を罰する結果となる。したがって、問題は定額保険料の逆進性か上に述べた意味での定率保険料の不公平さのどちらを重視するかということであり、前者の問題を指摘するだけでは足りないことは明らかである。

したがって、政策・制度について批判する場合は、代替案を提示してその利害得失をあらゆる角度から比較対照したうえで行うのでなければ、真の批判とはならないと考えられる。

2) 参考文献の小椋・西元(8)や高山(23)など多くの論文は、基礎年金は物価スライド、報酬比例の新厚生年金は賃金スライドされることを前提に論じているが、以上のことからその前提は誤りであること明らかである。

なお、厚生省年金局「厚生年金保険・国民年金昭和59年財政再計算結果」、昭和60年9月、149頁は、次のように述べている。「国民年金については、従来再計算の都度、賃金上昇等に伴う国民の生活水準の向上に対応して給付水準の見直しが行われてきたことから、今後も長期的には賃金上昇に応じて給付水準の改定がなされるものと仮定している。収支試算を行うに当たっては、国民年金および厚生年金保険とも、年金額は5年ごとに行われる財政再計算の中間年度では、消費者物価の上昇率に応じて改定され、財政再計算時には、前回再計算以降の賃金上昇を反映するように改定されるものと仮定している。いいかえれば、年金額は長期的にみれば、賃金の上昇率に応じて改定されていくものと仮定している。」

また、昭和60年4月23日参議院社会労働委員会における高杉迪忠議員の「年金額の改定に当たっては、賃金スライドを採用すべきではないか。」という確認質問に対し、厚生大臣は「財政再計算に伴う改正時には、従来から国民の生活水準、賃金その他の諸情勢の変動に応じて年金額を改定したところである。今後とも賃金の変動をも十分考慮して年金水準の見直しをしてまいりたい。」と答弁している。

3) アメリカの自動スライドの発動要件は、従来3%となっていたが、3%以下でも行うように改められた。西ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリスは、年1回(フランスは年2回)定期的にスライドし、発動要件を定めていない(総理府社会保障制度審議会事務局年金数理官監修「公的年金の数理と財政——年金数理部会第一次報告書——」、昭和60年2月、生命保険協会、56-57頁)。

4) 今井一男「年金の財政をどうするか——基本年金と所得型付加価値税——」大河内一男編『年金改革への道——基本年金を提唱する——』、昭和57年5月、東洋経済新報社、34頁は、全国消費実態調査の老人夫婦1ヵ月の経常家計費約半分を夫婦に対する基本年金の額にし、5年ごとに行われる同調査に基づいて基本年金額を改訂するよう提案している。

5) 世代間の公平をみる手段として、拠出給付比率(前掲「公的年金の数理と財政」)、内部収益率や所

得補助率(高山憲之「厚生年金制度の基本的問題点」『経済研究』, 昭和58年7月, 同「厚生年金における世代間の再分配」『季刊現代経済』, 昭和56年 SUMMER), などが用いられている。しかし, これらいずれの分析も物価上昇に対して適正な考慮を払っていないため, 世代間の真の公平を量る手段として不適切である。

たとえば, 簡単なモデルを設定しよう。ここにAとBという人がいて, 同一期間同額の保険料を積み立て, 年金受給期間も同じであると仮定する。そしてAについては, 年金受給開始後物価上昇がまったくなかったため, 積立金で年金を完全に賄うことができたとする。したがって, 勤労世代からの所得補助率はゼロであった。一方, Bについては, 年金受給開始時に物価が100%上昇したため(単純化のためこのように仮定したが, 数十年に及ぶ拠出期間の物価上昇を累積すればこのような仮定は非現実的ではない。), 老後の生活を実質的に保障するため年金額を2倍に上げざるをえなかったとする。この場合の現役勤労世代からの所得補助率は50%になるが, これをもって過大な所得補助だとし, AとBの間に不公平があるといえるであろうか。このように, Bの責に帰すべき理由はない部分についてまで, 従来世代間の公平に反すると非難されてきたきらいがある。これについて野口[28]は, インフレによる債務者利益は老齢世代から若い世代に移転することについて言及している。

また, 地主教授は, 所得再分配の絶対額の大小をはかる手段として内部収益率は不適当であることを指摘している(地主重美「社会保険と再分配構造」佐口卓編『社会保険の構造と課題』, 昭和59年12月, 社会保険福祉協会, 59頁)。このことは, 所得補助率, 拠出給付比率についても同じことがいえる。

これらのことを考慮してか, 年金財政研究会は, 「拠出給付比率による単純な損得勘定のみの議論は慎む必要がある。」と述べている(「年金財政用語シリーズ」『共済新報』, 昭和60年8月, 50頁)。

- 6) 公的年金の基本的性格について論じているものに, 高山[24]がある。高山助教授の年金観は, 筆者の批判もあってか(拙稿「年金改革か年金破壊か」『週刊社会保障』, 昭和58年6月13日, 同「年金改革にタブーはあるか」『週刊社会保障』, 昭和59年2月13日), 大きな変貌を遂げ次のように改善された。

第1に, かつて高山助教授は公的年金制度を自ら拠出した積立金によって老後の費用を賄う制度であるととらえた。ところが, 現行年金制度は若い世代からの所得補助によって年金費用の多くが賄われているため, 現行制度を「ババ抜きゲーム」「ただのり」「たかり」の制度と非難した。このような考えは, 公的年金が順送り扶養を行うものであるという考えを否定するものであるが, 高山[24]は一転して「世代と世代の助け合い」を公的年金本来の趣旨であると強調するようになった。

第2に, 賦課方式は「経済を破断させるおそれがある」とまで言い切り(高山憲之「年金改革をめぐ

る二つのタブー」『週刊社会保障』, 昭和58年11月14日), 積立方式への移行を主張してやまなかった高山助教授が, 「公的年金を積立主義の考えに基づいて創設することにはもともと無理があった」と述べるに至ったことである。

第3に, 世代間の公平を論じる際に, 年金という公的扶養だけで判断するのではなく, 家庭内扶養という私的扶養の要素を重視するようになったことである。

しかし, まだ公的年金の理解が不十分な点がある。以下3点にわたって指摘したい。

① 高山[24]は, 「積立主義の年金制度は長生きのリスクを同一世代内でプールしようとするものである。すなわち, 同一世代の中で寿命の短い者が寿命の長い者を助ける仕組み——これが積立主義の年金制度にほかならない。」と述べているが, このような保険の原理で説明できる部分は, もはや公的年金では少なくなっている。その理由は次のとおりである。

第1に, 老齢年金の支給開始年齢は, わが国ではおおむね55歳～65歳の間にあり, この支給開始年齢前に死亡する者は少数であり, これら少数の者によって大多数の者の年金を賄うことは不可能であることである。厚生大臣官房統計情報部の昭和59年簡易生命表によれば, 20歳の者100人のうち, 60歳前に死亡するのは男12.2人女6.1人であり, 65歳前は男18.1人女9.2人である。このように20%に満たない者の保険料でもって, 残りの80数%の者の年金を賄うことは不可能である。すなわち, 積立方式の年金というのは, 自分で自分の老後の費用を賄う貯蓄の原理に基づく部分が大きく, 短命の者が長命の者を助けるという保険の原理に基づく部分は少ないことを理解する必要がある。

そもそも年金というのは, ①事故が起こらなかった者から起こった者へ(保険原理), ②若い時から老後へ(貯蓄原理), ③勤労世代から老齢世代へ(世代間扶養原理), ④所得の高い人から低い人へ(垂直的再分配原理)といった所得再分配によって生活保障を行うものである(なお, これ以外にも, 男女間や職種間などでも再分配が行われている)。障害年金や遺族年金のような短期事故による年金は主として①の保険原理に基づき, 賦課方式の老齢年金は主に③の世代間扶養原理に基づいて給付を行っている。積立方式の老齢年金は主として①の保険原理と②の貯蓄原理に基づいて給付を行うが, 前述のように支給開始年齢が55歳～65歳で, かつ平均余命が伸びた現在では, 保険原理で説明できる部分は少なくなっているのである。

第2に, 短命の者については残された遺族に遺族年金が支給され, 必ずしも短命の者が長命の者を助ける仕組みになっていないことである。すなわち, 公的年金は生存保障保険であるとともに, 死亡保障保険でもあるわけである。

現行の公的年金制度がほとんど賦課方式化していることは高山助教授自らが実証し, かつ, 高山助教

授自身公的年金が世代と世代の助け合いの制度であることを認めるに至っているのに、公的年金を短命の者が長命の者を助けるという保険原理で説明することにどれほどの意味があるのか疑問に感じざるをえない。

② 高山助教授は、公的年金を積立主義の考えに基づいて創設することにはもともと無理があったと認めるようになったが、その主な根拠として早期成熟化の要請を挙げ、スライド制を採用したからではないと述べている。そして後者の推論の根拠として、スライド制は制度創設からかなりの時間を経過してから採用されるのが通例であるからであると述べている。

しかし、自動スライドこそはたしかに比較的近年になって採用されたが、政策スライドは早くから行われている。そしてこの政策スライドは、物価の上昇や賃金の上昇をも考慮して行われているのである。したがって、この政策スライドによって生じた過去の積立不足分を含めて保険料を引き上げなければ、積立方式は崩れることになる。以上のことから、公的年金について積立方式を採用するのに無理があったというのは、早期成熟化の要請のほか、物価や賃金にスライドして年金額を引き上げる必要があったからというのが正しい理解である。

なお、わが国においては、早期成熟化の措置は遅れて行われた。昭和17年に発足した厚生年金（当時は労働者年金保険）は、坑内夫としての資格期間が継続した15年間に12年間あれば養老年金の受給を認めたほかは、男40歳、女・坑内夫35歳以後15年加入で老齢年金の受給資格を認める特別措置が昭和29年改正で設けられたにすぎない。しかも、これらは早期成熟化の措置としては本格的なものではない。また、老齢年金のための積立が実質的に放棄されたのは昭和23年改正からであるが、これは戦後の窮乏とインフレのためであり、早期成熟化のためではない。

昭和36年に発足した国民年金は、老齢福祉年金と10年～24年年金という本格的な早期成熟化措置を講じた。しかし、老齢福祉年金は全額国庫負担であるし、10年～24年の経過年金の額は本来の年金額算定方式よりも高く設定されはしたが、その対象となる35歳以上の者の保険料は通常の月額100円よりは高い150円とされ、積立方式が堅持された。したがって、国民年金について早期成熟化措置が採られたとはいっても、そのために積立方式が崩されたという事実は、少なくとも発足当初はなかったわけである。国民年金が積立方式から修正積立方式に転換したのは、政策スライドによって夫婦1万円年金が謳われた昭和41年改正によってである。

③ 高山助教授の年金観が不十分である3番目の例として、世代間の公平をみる際の視野の狭さを挙げておきたい。高山助教授は、かつて年金の負担のみで世代間の公平不公平を論じ、高山(24)ではそれに加えて家庭内扶養の視点を取り入れた。

しかし、これでもまだ不十分である。筆者の前掲論文「年金論議にタブーはあるか」でも指摘したよ

うに、児童の扶養（団塊の世代は前の世代よりも少ない児童しか扶養していない。）や社会資本・遺産等の世代間移転の要素をも考慮に入れる必要がある。このことは、野口(28)が同様の指摘をしているほか、インフレによる債務者利益が老齢世代から若い世代へ移転すること、技術開発や教育も若い世代の福祉向上につながることを指摘している。そして昭和55年における年金による若い世代から老齢世代への所得移転が約5兆円、遺産と過去の貯蓄の目減りによる老齢世代から若い世代への移転が毎年約8兆円と推計し、「年金制度のみを取出して世代間の公平を論ずることは適切でない」と戒めている。

結局、これらのことを理解してはじめて、「世代と世代の助け合い」の真の意味が理解可能となるのである。

参考文献

以下に挙げたもののほか、『週刊社会保障』『共済新報』『総合社会保障』『ねんきん』『社会保険』等に収載された論文や政党などによる政治的文書も参照したが、ここには掲げない。

- 〔1〕 経済同友会「年金問題プロジェクト作業部会報告書」，昭和60年3月。
- 〔2〕 同上「人生80年時代の年金制度——日本型年金制度をめざして——」，昭和60年5月。
- 〔3〕 社会経済国民会議「社会保障の財政計画と費用負担——高齢化・低成長への対応——」，昭和59年7月。
- 〔4〕 社会保障研究会「国民年金法等改正案に関する問題点と修正事項」昭和59年10月29日。
- 〔5〕 浅野史郎「婦人の年金権の考え方について」『日本年金学会誌』第4号，昭和59年12月。
- 〔6〕 石田重森「年金制度改革の問題点——イギリス年金制度の課題をふまえて——」同上誌。
- 〔7〕 小口賢三「年金点数システムによる年金額計算方式について」同上誌。
- 〔8〕 小椋正立・西元亮「厚生年金改革の効果にかんするシミュレーション分析」『季刊現代経済』，昭和59年冬季号。
- 〔9〕 河野正輝「社会保障法体系と年金統合」『ジュリスト』No. 810，昭和59年4月1日。
- 〔10〕 城戸喜子「厚生省年金改革案の問題点と改革試案」現代総合研究集団『新成長局面下での政策課題——財政改革への新たな視角』，昭和59年12月，東京大学出版会。
- 〔11〕 木村陽子「公的年金と所得の再分配——『年金制度改革案』をめぐる——」社会保障研究所『福祉政策の基本問題』，昭和60年1月，東京大学出版会。
- 〔12〕 小林謙一「高齢者雇用はふえないのか——年金財政再計算への疑問——」『エコノミスト』，昭和60年1月29日。
- 〔13〕 小山路男「年金制度改革の概要について」『日本年金学会誌』第4号，昭和59年12月。
- 〔14〕 坂口正之「老後生活保障と年金制度改革案（基

- 礎年金の導入)の問題点」大阪市立大学経済研究所・山本正治郎・巽信晴『現代労働・社会問題の新局面』, 昭和59年8月, 東京大学出版会。
- [15] 坂本重雄「年金統合への課題」『ジュリスト増刊総合特集 No. 36——年金改革と老後生活——』, 昭和59年9月25日。
- [16] 佐藤進「年金改革の理念と改正法の問題点」同上誌。
- [17] 同上「年金改正法の意義と問題」『ジュリスト』No. 843, 昭和60年9月1日。
- [18] 佐藤進「年金財政のあり方」『ジュリスト』No. 810, 昭和59年4月1日。
- [19] 地主重美「年金改革と財政」『ジュリスト増刊総合特集 No. 36——年金改革と老後生活——』, 昭和59年9月25日。
- [20] 島田とみ子「女性の年金権」同上誌。
- [21] 高藤昭「社会保障法体系からみた年金改革」同上誌。
- [22] 同上「権利構造からみた年金体系と今後の課題——昭和60年年金改革にふれて——」石本忠義他編『社会保障の変容と展望』, 昭和60年7月, 勁草書房。
- [23] 高山憲之「『年金改正案』を検討する——高齢化社会に対処できるか——」『週刊東洋経済臨時増刊近代経済学シリーズ No. 73』, 昭和59年12月13日。
- [24] 同上「年金改正と今後の課題」『経済研究』, 昭和60年4月。
- [25] 辻哲夫「年金制度改革案の概要」『ジュリスト』No. 810, 昭和59年4月1日。
- [26] 中山秀豊「基礎年金構想における財政調整」『共済新報』, 昭和59年8月。
- [27] 同上「財政調整面からみた基礎年金構想」『日本年金学会誌』第4号, 昭和59年12月。
- [28] 野口悠紀雄「公的年金における受給・負担構造の世代間格差——厚生省年金改革案に欠けている視点——」『季刊現代経済』, 昭和59年 SPRING。
- [29] 橋本司郎「年金統合の主要論点」『季刊労働法』, 昭和59年春季号。
- [30] 藤田晴「年金改革案の財政問題」『週刊社会保障』, 昭和59年1月23日。
- [31] 同上「やさしい経済学——年金改革」『日本経済新聞』, 昭和59年6月18日。
- [32] 堀勝洋「障害者の自立と所得保障」『月刊福祉』, 昭和59年3月。
- [33] 同上「21世紀の年金制度」福武直・小山路男『高齢社会への社会的対応』, 昭和60年5月, 東京大学出版会。
- [34] 増田康明「共済年金と制度調整の課題」『季刊労働法』, 昭和59年春季号。
- [35] 丸尾直美「高齢化と年金」『経済評論』, 昭和59年春季号。
- [36] 村上清「年金改革の必然性とそのあり方」『季刊労働法』, 昭和59年春季号。
- [37] 山口剛彦「年金制度改革の経緯」『ジュリスト増刊総合特集 No. 36——年金改革と老後生活——』, 昭和59年9月25日。
- [38] 山崎泰彦「婦人の年金保障体系をめぐって」『季刊労働法』, 昭和59年春季号。

(ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長)

＜昭和59年度研究プロジェクト報告＞ 研究課題Ⅲ

高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障

目 次

研究の概要

I・高齢者世帯における生活構造変化について——「高齢者生活総合調査」結果の概況

1. 本調査の概要
2. 分析の視点
3. 世帯調査の結果表

II・高齢者の公的年金受給状況について

III・就業と引退の背景——静岡県掛川市の事例

1. はじめに
2. 就労状況
3. 就業・引退の背景
4. まとめ

研究会の構成員

- 主査 森岡 清美（成城大学教授）
 幹事 宇野 正道（社会保障研究所研究員）
 委員 福武 直（社会保障研究所所長）
 小沼 正（駒沢大学教授）

中鉢 正美（慶應義塾大学教授）

前田 正久（日本体育大学教授）

伊藤 秋子（実践女子大学教授）

小林 迪夫（鹿児島経済大学教授）

岸 功（大正大学助教授）

岩田 正美（東京都立大学講師）

曾原 利満（社会保障研究所主任研究員）

大本 圭野（社会保障研究所主任研究員）

三上美美子（社会保障研究所研究員）

社会保障研究所では、昭和59—60年度において、高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障に関する研究を、外部の研究者の参加を得て行ってきた。本報告は、このうち昭和59年度における「高齢者生活総合調査」結果にもとづき、高齢者の世帯・年金・就労に関して検討を加えた成果である。執筆分担は、Iが宇野、IIが曾原、IIIが三上である。なお昭和60年度は、調査結果のより詳細な分析にもとづく総合的な実証研究を継続中である。

研究の概要

高齢化社会の進展と経済の安定成長の下で、高齢者の生活は多様な展開をみせるが、本研究は、こうした高齢者世帯の生活変化に対して、年金等の社会保障がどのような役割を果たし、またいかなる効果をもたらすものであるかを、高齢者世帯における生活構造変化という視点から明らかにすることを目的としている。

具体的には、昭和48年7月静岡県掛川市で行った「中高年者生活総合調査」の調査完了世帯について、昭和59年7月「高齢者生活総合調査」というパネル調査を実施した。すなわち59年調査は、48年調査の対象世帯に対する11年経過後のフォロー・アップとしての意味をもち、48年調査と59年調査の比較を通じてこの間における高齢者の生活構造変化の把握を可能とするものである。

本報告では、「高齢者生活総合調査」の集計結果を中心に、48年調査結果との比較検討を加えながら、世帯・年金・就労の3つの局面での分析を行っている。

Iは、「高齢者生活総合調査」の世帯調査の概要を述べたうえで、本調査がパネル調査として実施されたとい

う特徴をふまえての、2時点間比較分析の視点を明らかにしている。そして48年ならびに59年両調査の結果を比較するのに重要と考えられる、世帯に関する調査項目の結果表を示し、若干の検討を加えている。

IIは、59年調査における調査完了世帯である479世帯の対象世代夫妻のそれぞれに対して、年金受給の有無、年金の種類と数、年金受給額等について調査した結果を年齢階級別と家族形態別の二本を主要な分析軸としてとりまとめたものである。個別対象者について、年金額と収入額を比較するほか、世帯として、年金額、対象者収入額および対象者以外の世帯員の収入も含めた世帯全体の収入額との比較も行っている。

IIIは、59年調査での高齢者の就業・引退に影響すると考えられる主要なファクターについて、同調査データからクロスセクションおよびパネルの両分析を試みている。その結果、加齢にしたがい退職がより一層促進されること、他方、健康の保持が高齢者の就業を促進させていること、就業時間や退職年齢の選択の自由度の高さは高齢者の就業継続に有利な条件となっていること、などが示唆される。